

平成25年度
中国残留邦人等支援に係る
全 国 担 当 者 会 議 資 料
(説明資料)

平成25年5月20日(月)、21日(火)

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局
援護企画課 中国残留邦人等支援室

説明資料目次

Iはじめに.....	1
II中国残留日本人孤児調査等について.....	2
1 中国残留邦人問題の背景	2
2 中国残留日本人孤児の身元調査	3
(1) 保有資料による確認調査.....	3
(2) 訪日調査及び訪中調査の変遷	3
(3) 身元未判明孤児に対する調査の継続	4
3 未帰還者の調査	5
(1) 調査業務の変遷	5
(2) 国と都道府県の業務区分	5
(3) 近年の調査経過	5
(4) 現状と今後の処理方針について	6
III帰国受入対策	7
1 中国残留邦人と樺太残留邦人への帰国援護制度の沿革	7
2 永住帰国援護の概要	7
(1) 永住帰国情費の支給対象者(支援法第6条、支援法施行規則第10条)	7
(2) 援護の内容	8
(3) 申請手続き(支援法施行規則第7条)	9
(4) 肉親に関する調査等の実施	9
(5) 帰国情費支給決定後の手続き	10
(6) 自費帰国者の帰国後の援護	10
3 家族の呼び寄せ	11
4 一時帰国援護の概要	11
(1) 中国からの個別一時帰国援護	11
(2) 集団一時帰国援護	12
(3) 一時帰国情費の支給対象者(支援法 17 条、支援法施行規則第 21 条、22 条)	13
(4) 援護の内容	13
(5) 申請手続き(支援法施行規則第 20 条)	13
(6) 親族訪問に関する調査等の実施	14
(7) 旅費支給決定後の手続き	14
(8) 再渡航(中国等に戻る)手続き	14
5 永住帰国後の受入体制	15
(1) 中国帰国者定着促進センター	15
ア 中国帰国者定着促進センターへの入所	16
イ 中国帰国者定着促進センターでの研修	17
ウ 日本語遠隔学習支援	17
エ 介護情報提供事業	17
(2) 身元引受人制度の創設と経緯	18
(3) 身元引受人の役割・引受期間及び手当	18
(4) 身元引受人の登録とあっせん等	19
6 養父母に対する扶養費の支払い	20

IV 生活支援について	21
1 老後の生活支援(経済的支援)	21
(1) 満額の老齢基礎年金等の支給	21
ア 対象＝特定中国残留邦人等	21
イ 満額支給のための一時金申請	21
ウ 老齢基礎年金等	21
エ 一時金支給決定後の年金の額改定及び受給について	22
オ 従前の国民年金特例措置	22
カ 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について	22
(2) 支援給付制度について	24
ア 趣旨	24
イ 支援給付の実施に当たり留意する事項	24
ウ 給付の内容	24
エ 対象者	24
オ 支援給付を受ける条件	24
カ 実施機関	25
キ 手続き	25
ク 生活保護との運用上の主な違い	25
ケ 連絡事項	25
コ 支援・相談員の配置	31
2 地域社会での支援	33
(中国残留邦人等地域生活支援事業)	
(1) 事業内容	33
(2) 支援対象者	34
ア 地域生活支援事業の対象者(＝永住帰国援護の対象者)	34
イ 対象者を把握する方法	35
ウ 事業別支援対象者の区分	37
(3) 各事業の具体的な内容	38
ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業	38
イ 身近な地域での日本語教育支援事業	41
ウ 自立支援通訳等派遣事業	42
エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業	44
オ 支援給付適正実施推進事業	46
(その他)	
(1) 公営住宅の住替えについて	47
(2) 中国残留邦人等に対する介護の取組について	47
3 施設による支援	47
○ 中国帰国者支援・交流センター	47
4 中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策	50
(1) 趣旨	50

(2) 中国帰国者(2世・3世)等に対する「就職支援プログラム」	50
5 その他(普及啓発活動)	52